

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 池田胃腸内科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市相生町5番1号
- (3) 設立認可年月日 昭和63年12月10日
- (4) 設立登記年月日 昭和63年12月14日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	池田胃腸内科 医院	4210160851	長崎県長崎市相生町5 番1号	一般病床 0床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

該当なし

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年11月17日 令和4年度決算の決定

令和 6年 8月31日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人社団 池田胃腸内科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市相生町 5 番 1 号

貸 借 対 照 表

(令和6年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	41,627	I 流動負債	11,000
II 固定資産	27,531	II 固定負債	0
1 有形固定資産	2,895	負債合計	11,000
2 無形固定資産	451	純資産の部	
3 その他の資産	24,185	科目	金額
		I 資 本 金	0
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	58,158
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	58,158
資 産 合 計	69,158	負債・純資産合計	69,158

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 池田胃腸内科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市相生町 5 番 1 号

損 益 計 算 書
(自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
I	事業損益		
A	本来業務事業損益		
1	事業収益	101,526	
2	事業費用	95,269	
	本来業務事業利益	6,257	
B	附帯業務事業収益		
1	事業収益		
2	事業費用		
	附帯業務事業利益	0	
	事業利益		6,257
II	事業外収益		667
III	事業外費用		243
	経常利益		6,681
IV	特別利益		0
V	特別損失		0
	税引前当期利益		6,681
	法人税等		1,311
	当期利益		5,370

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団 池田胃腸内科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市相生町 5 番 1 号

財 産 目 録

(令和6年9月30日現在)

1. 資 産 額	69,158 千円
2. 負 債 額	11,000 千円
3. 純 資 産 額	58,158 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区分	金額
A 流動資産	41,627
B 固定資産	27,531
C 資産合計 (A + B)	69,158
D 負債合計	11,000
E 純 資 産 (C - D)	58,158

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致とすること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人社団 池田胃腸内科医院

理事長 池田 幸紀 殿

私は、医療法人社団 池田胃腸内科医院の令和5会計年度（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書ならびに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実はありません。

令和6年11月25日

医療法人社団 池田胃腸内科医院

監事 池田 玲奈